

岩手県官報報告規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

岩手県官報報告規則の一部を改正する規則

岩手県官報報告規則（昭和32年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
<p>(官報報告原稿)</p> <p>第4条 官報報告原稿は、それぞれの事項について別表主管課欄に定める主管課（以下「主管課」という。）の長のもとで立案し、官報報告主任に合議の上、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に規定する条例</u>にあつては4通、<u>その他の事項にあつては3通</u>を作成し、原議とともに、別表原稿送付期限欄に定める期限までに官報報告主任に送付しなければならない。</p> <p>(報告の手続)</p> <p>第5条 官報報告主任は、原稿の送付を受けたときは、官報報告簿（様式第11号）に所要の記載をし、<u>地方自治法第14条第2項に規定する条例</u>にあつては原稿3通、<u>その他の事項にあつては原稿2通</u>に送付書を添えて、遅滞なく総務省大臣官房総務課長に送付しなければならない。</p>	<p>(官報報告原稿)</p> <p>第4条 官報報告原稿は、それぞれの事項について別表主管課欄に定める主管課（以下「主管課」という。）の長のもとで立案し、官報報告主任に合議の上、4通を作成し、原議とともに、別表原稿送付期限欄に定める期限までに官報報告主任に送付しなければならない。</p> <p>(報告の手続)</p> <p>第5条 官報報告主任は、原稿の送付を受けたときは、官報報告簿（様式第11号）に所要の記載をし、原稿3通に送付書を添えて、遅滞なく総務省大臣官房総務課長に送付しなければならない。</p>																														
別表（第3条、第4条関係）	別表（第3条、第4条関係）																														
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="145 1193 491 1339">官報報告を要する事項</th><th data-bbox="491 1193 579 1339">官報報告の範囲</th><th data-bbox="579 1193 644 1339">原稿の様式</th><th data-bbox="644 1193 710 1339">原稿送付期限</th><th data-bbox="710 1193 775 1339">主管課</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 1339 491 1816">1 地方自治法第14条第2項に規定する条例 地方自治法第14条第2項に規定する条例の制定又は改廃。ただし、条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に報告の必要があるものに限る。</td><td data-bbox="491 1339 579 1816">[略]</td><td data-bbox="579 1339 644 1816"></td><td data-bbox="644 1339 710 1816"></td><td data-bbox="710 1339 775 1816"></td></tr><tr><td colspan="5" data-bbox="145 1816 775 1865">[略]</td></tr></tbody></table>	官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課	1 地方自治法第14条第2項に規定する条例 地方自治法第14条第2項に規定する条例の制定又は改廃。ただし、条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に報告の必要があるものに限る。	[略]				[略]					<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="836 1193 1177 1339">官報報告を要する事項</th><th data-bbox="1177 1193 1265 1339">官報報告の範囲</th><th data-bbox="1265 1193 1331 1339">原稿の様式</th><th data-bbox="1331 1193 1396 1339">原稿送付期限</th><th data-bbox="1396 1193 1461 1339">主管課</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="836 1339 1177 1816">1 地方自治法<u>（昭和22年法律第67号）</u>第14条第2項に規定する条例 地方自治法第14条第2項に規定する条例の制定又は改廃。ただし、条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に報告の必要があるものに限る。</td><td data-bbox="1177 1339 1265 1816">[略]</td><td data-bbox="1265 1339 1331 1816"></td><td data-bbox="1331 1339 1396 1816"></td><td data-bbox="1396 1339 1461 1816"></td></tr><tr><td colspan="5" data-bbox="836 1816 1461 1865">[略]</td></tr></tbody></table>	官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課	1 地方自治法 <u>（昭和22年法律第67号）</u> 第14条第2項に規定する条例 地方自治法第14条第2項に規定する条例の制定又は改廃。ただし、条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に報告の必要があるものに限る。	[略]				[略]				
官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課																											
1 地方自治法第14条第2項に規定する条例 地方自治法第14条第2項に規定する条例の制定又は改廃。ただし、条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に報告の必要があるものに限る。	[略]																														
[略]																															
官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課																											
1 地方自治法 <u>（昭和22年法律第67号）</u> 第14条第2項に規定する条例 地方自治法第14条第2項に規定する条例の制定又は改廃。ただし、条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に報告の必要があるものに限る。	[略]																														
[略]																															
備考 改正部分は、下線の部分である。																															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。